

○ 証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年八月一日大蔵省令第四十五号）（第六条関係）

改正案	現行
<p>（免許申請書に添付すべき電磁的記録）</p> <p>第一条の二 法第百五十六条の三第四項において準用する法第八十二条第三項に規定する内閣府令で定める電磁的記録は、工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）に基づく日本工業規格（以下この条において「日本工業規格」という。）（X六二二三に適合する九ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジに該当する構造の磁気ディスクとする。）</p> <p>2 前項の電磁的記録への記録は、次に掲げる方式に従つてしなければならない。</p> <p>一 トラックフォーマットについては、日本工業規格X六二二五に規定する方式</p> <p>二 ボリューム及びファイル構成については、日本工業規格X〇六〇五に規定する方式</p> <p>3 第一項の電磁的記録には、日本工業規格X六二二三に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。</p> <p>一 申請者の商号</p> <p>二 申請年月日</p>	<p>（新設）</p>

(兼業業務の範囲)

第一条の三 (略)

(兼業業務の範囲)

第一条の二 (略)